

## 教育委員会 外部評価委員会の評価結果(平成25年度分)の公表

外部評価委員会は、「平成26年度日高町教育委員会事務事業評価報告書(平成25年度分)及び平成25年度事務事業評価表」を基に、教育委員会事務局の報告を受け、質疑等を行い協議した結果について、以下のように総評する。

学校教育では、町内各校において学校教育目標達成のために、児童生徒の実態を把握して研究主題を設定し、課題解決に向けた特色ある教育活動が進められている。

すべての教育活動を通して、個に応じた学習及び生活指導の充実を図り児童生徒一人ひとりの力を伸ばすために、本年度は学校支援員を7名に増員配置できたことは、各校の特別支援教育を充実・発展させ、大きな教育成果を上げている。

学習環境の整備については、財政状況が厳しい中にも各学校の要望を精査し、整備充実に努めている。特に、学校施設については、平成24年度に中学校の空調設備が整備された。本年度は3小学校にも空調設備が整備され、児童生徒の健康に配慮した快適な学習環境が町内すべての学校に完備された。

また、内原小学校では校舎内外の大規模改修工事を施工し、便所棟の新設や旧校舎が改装され、落ち着いた学習環境と安心安全な生活施設として整備されたことは、喜ばしいことである。

整備された教育環境の中で、町内各校が特色ある教育活動を推進し、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付け、未来社会の形成者としての生きる力を育むために、学校と教育委員会の連携を密にした実践が大切であることは言うまでもない。

社会教育では、生涯学習振興の観点から、日高町の特色を生かした事業展開がなされている。

しかし、社会情勢の変化、少子化・核家族化が進み、住民意識の多様化等に伴って家庭や地域の教育力が問われている中で、町内各地域に組織された団体数の減少とともに、地域や団体の活動状況は活発であると言えない現状である。

このような状況の改善を図るため、現在活動している地域団体活動を支援することは勿論、地域住民が新たな団体を組織したり、新たな自主活動を促すための支援のあり方について考える必要がある。また、生涯学習班主管事業及び公民館実施事業について、教育委員会事務局として実施内容を分析し、成果や反省点について振り返ることが大切である。

それ故、教育委員会としては、社会教育諮問機関や関係団体との協議を深め、家庭や地域の教育力の向上、積極的な地域活動活性化に向けた働きかけや地域の特性を生かした創意工夫ある事業展開を考えていかなければならない。

総評のまとめとして、教育委員会が日高町の教育を振興し、充実・発展させるために、住民のニーズに対応した多様な事業展開に努めていることは評価できる。

教育委員会は、学校教育の推進を管轄し、教育委員会所管事業や事務内容の多様化に対応した事務執行に努めているが、さらに紀の国わかやま国体ホッケー競技会開催事務局として、国体開催の成功に向けた取組を推進しなければならぬ。

そのためにも、学校及び教育委員会の職員体制づくりが重要であると考える。学校教育、教育委員会行政機能を充実させるために、県及び町当局と人員配置や事業予算等について協議され、日高町の教育活動が活発に展開し、推進されることを望むものである。

【お問い合わせ先】教育委員会 教育課(☎63・2038)

## 就学援助資金のお申し込みについて

要保護(生活保護家庭)者に準ずる程度に困窮し、就学困難な児童生徒の保護者の方に、学用品費等の就学援助資金が支給される制度があります。

詳しくは、教育課学校教育班

(☎63・2038)まで。





お問い合わせは、  
(☎63・3805)まで。

## 下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

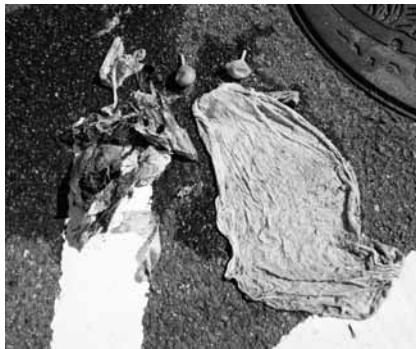
なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



## 下水道・浄化槽を 使用中のみならず

最近、下水処理場や中継ポンプ場で異物(タオル・衣類・プラスチック類等)が詰まり、機械の故障が多数発生しています(修理費等の維持管理費はみなさまからの使用料でまかなわれています)。

下水道は何でも流してよいものではありません。下水道(集落排水処理施設)・浄化槽を使用されているご家庭では、次のことに十分注意してご使用ください。



※中継ポンプに詰まっていたタオル等

台所では、廃油や野菜くず・残飯などを流さないようにしましょう

台所から食用油などを流すと、油が固まって管が詰まる原因となり、処理場や浄化槽の処理機能を低下させます。生ゴミなども管が詰まる原因となり、



悪臭が発生しますので、流さないでください。

お風呂と台所からの排水が流れるマスは定期的な清掃が必要です

台所からの排水には、油分や野菜クズを分離するための分離マスが設置されています。

お風呂からの排水には、固形物や毛髪等の流下を阻止するための目皿付きマスが設置されています。

※目皿付きマスが設置されていないご家庭では、浴室内の排水溝の定期的な清掃をお願いします。

水洗トイレには、トイレレットペーパー以外の物は流さないようにしましょう

ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、たばこ、ガムなどは水に溶けないので流さないでください。

有害物を流さないようにしましょう

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など、危険物は絶対に流さないでください。揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起す原因となります。

## 使用料の変更について

転入、転出、出生、死亡等により、ご家族の人数に変更がある場合、使用料の変更手続きが必要になります。また、大学在学や施設入居等、特別な理由により住居を異にしている場合は免除することもできます。

お問い合わせなど、詳しくは上下水道課(☎63・3805)まで